

役員候補選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という）の定款第21条に定める役員の選任を円滑に行うため、役員候補を選考し、理事会に推薦するための委員会の設置及びその運営に関する事項を規定し、適切な運営を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 本連盟は、前条の目的を達成するため、役員候補選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 選考委員会は、定款第21条に定める役員候補の人選を行い、理事会へ推薦する。
2 前項で選定された者の中から、会長及び副会長・専務理事・常務理事並びに監事等の役職案を決議し、理事会へ推薦する。

(構成)

第4条 選考委員会は、専務理事及び常務理事を委員とし、この外理事会により選任された理事2名の委員を以て構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は、専務理事及び常務理事についてはその役職への就任から退任までとし、理事会選任による理事2名については選任されたときから次期委員が選任されるまでとする。なお、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員長は委員の互選とし、委員長も表決に参加できる。

(招集及び開催)

第7条 選考委員会は、委員長が、役員候補の選任を行う理事会の開催に先立ち招集し、開催する。

(選考基準)

第8条 役員候補者は、武術太極拳に深い関心を持ち、本連盟の定款第3条に定める目的及び第4条に定める事業に賛同し、その重要性を十分認識した、本連盟の役員としてふさわしい見識を有する者とする。

(理事候補及び監事候補の推薦員数)

第9条 理事候補の推薦員数は次のとおりとする。

- (1) 全国8地域ブロックから12名以内。各地域ブロックが推薦できる理事候補の員数は別に定める地域ブロック運営規程の定めによる。
 - (2) 学識経験者から18名以内
- 2 監事候補の員数は2名以内とする。

(選考)

第 10 条 各地域ブロックは、それぞれ地域ブロックが推薦する理事候補の人選を行い、選考委員会に推薦するものとし、選考委員会はこれを受け理事会へ推薦する理事候補を選考する。

2 前項とは別に、選考委員会は、広い分野から第 8 条に定める基準に適した学識経験者の理事候補の人選を行う。その際、予め本人の了解を得るものとする。

3 選考委員会は、監事候補の人選を行う。その際、予め本人の了解を得るものとする。

(決議方法)

第 11 条 選考委員会の決議は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって行う。

2 選考委員会は、出席委員の多数決により、役員候補者を選定する。

(候補者名簿及び議事録)

第 12 条 選考委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は理事会において行う。

(付 則)

この規程はこの規程は令和 2 年 1 月 1 8 日理事会決議により令和 2 年 1 月 1 8 日より施行する。